省令

○総務省令第十九号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号及び第九号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の見出し中「防火区画」を「構造」に改める。

第十二条の二第一項第一号ロに次のただし書を加える。

ただし、居室（もつぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。以下次項において「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもののうち、次項第二号の規定の例によるものにあつては、この限りでない。

第十二条の二に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令第九条の規定により令別表第一(六)項ロとみなして同項の規定を適用するものを除く。）のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一　前項第一号ロ本文の規定の例によるもの。

二　居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもので、次のイからホまでに適合するもののうち、入居者、入所者又は宿泊者（この号において「入居者等」という。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの。

イ　第二十三条第四項第一号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

ロ　入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けたものであること。

ハ　ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。

ニ　ロの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

ホ　入居者等の利用に供する居室から二以上の異なつた避難経路を確保していること。

3　第一項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ及び(六)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。）の部分で同号の規定を適用するものに限る。）のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの（第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号に定める区画を有するものとする。

一　特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

二　特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

三　前号の主たる出入口は、第一項第一号ニの規定による構造を有するものであること。

四　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを第二号の廊下に通ずる通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

五　第二号の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。

六　居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。

七　特定住戸部分の各住戸の床の面積が百平方メートル以下であること。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（介助がなければ避難できない者）

第十二条の三　令第十二第一項第一号ロの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（同表(六)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）別表第一に掲げる項目をいう。以下この条において同じ。）三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者

二　認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者

三　認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四　認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者

五　認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者

六　認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

第二十二条第十号ロの式中「0.2MPa」を「0.25MPa」に改める。

第四十四条の二第二項第二号中「書類」を「試験結果並びに試験に使用した設備及び試験の方法に関する事項のうち消防庁長官が定めるもの」に改める。

別記様式第九号を次のように改める。